## 労働者派遣法第23条5項 労働者派遣法施行規則第18条の2 派遣元事業主が事業所ごとに情報提供すべき事項

- 1. 派遣労働者の数
  - ▶ 令和7年8月末日現在:96名
- 2. 労働者派遣の役務の提供を受けている者の数
  - ▶ 派遣先事業所数:6事業所
- 3. マージン率
  - > 32.5%

(第31期:令和6年9月~令和7年8月実績:対象者112名)

- ※派遣労働者に支給する賃金以外の比率であり、上記比率には事業主が負担する 法定福利費 11%程度や退職金積立等が含まれます。
- ※対象者は対象期間に勤務した全派遣スタッフになります。(退職者を含む。)
- 4. 教育訓練に関する事項
  - ▶ 安全教育等の派遣前講習は当社で行いますが、就業にあたっての訓練に関しては、 原則派遣先での対応になります。
  - ▶ 若年層向けのキャリアプランニングを目的とした研修を、年に1回を目安として 実施しております。
  - ▶ 3D-CAD・情報システム関連については、外部教室にて受講いただきます。
  - ▶ 海外対応を行うスタッフについては、外部英会話教室と提携しており、英会話教室を受講する制度があります。(1年間:毎年2-3名程度)
  - ▶ 当社における研修は全て就業扱いとし、有給・費用負担なしで受講頂きます。
- 5. 労働者派遣に関する料金の平均額
  - 3,391 円/時 (8 時間あたり 27,132 円)(第 31 期:令和6年9月~令和7年8月実績:対象者112名)
- 6. 派遣労働者の賃金の額の平均額
  - ▶ 2,288 円/時 (8 時間あたり 18,306 円)

(第31期:令和6年9月~令和7年8月実績:対象者112名)

- ※上記金額は総支給額の記載であり、諸手当を含む各種控除前の金額になります。 ※通期勤務者 72 名平均の年間総支給額は 4,627 千円になります。
- 7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
  - ▶ 当社の派遣労働者に関しては、原則正社員待遇での雇用としております。そのため、各種社会保険に関しては短時間労働者を除き全員加入しております。
  - ➤ 平成 27 年の法改正以前より一般労働者派遣事業者ではありますが、方針として 登録制の運用及び日雇派遣は行っておりません。
  - ▶ 社員の懇親を深める場として、陸上部及び硬式テニス部が組織されております。
- 8. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定
  - ▶ 当社の派遣業務に従事する従業員は全て労使協定の対象者となっています。なお、本協定の有効期間は2026年3月31日までとなっております。